銀行口座振替案内

利用料のお支払いの一つとして、銀行口座振替がございます。
当苑では、こちらでのお支払いを推奨しております。

①口座登録方法に関して

・「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」による登録

「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」という専用の書類に下記の内容を記入して、
銀行の届出印を押印し、提出して下さい。

- 銀行名
- 支店名
- 預金種目
- 口座番号
- 口座名義人名

・「自動引落登録端末機」による登録

専用の登録端末機に銀行のキャッシュカードを通し、暗証番号を入力する方法です。

②自動引落の登録期間と引落日に関して

「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」と「自動引落登録端末機」による
登録期間は異なります。

自動引落登録端末機は、その場で登録が出来たかの確認が取れますが、
預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書は、登録に約1～2ヶ月程、かかります。

おおよその「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の登録期間に関して、
前月の20日までに当苑に提出して頂ければと翌月の自動引落に間に合います。

引落日に関して、毎月28日に引き落としがされます。
28日に引き落としが出来なかった方は、13日に引き落としをさせて頂きます。
※ 13日と28日が土曜・日曜・祝祭日の場合、銀行の翌営業日となります。

注意事項

「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に関して

○ 銀行の届出印が間違っていたり、預金種目が未記入の場合や
口座番号の記入方法が間違っている等がありますと登録できずに、再度申請が必要ですのでご注意下さい。

「自動引落登録端末機」に関して

○ 登録時に暗証番号を入力して頂きますが、事前にきちんと確認するようにして下さい。